



第433号 平成26年8月1日
発行所 京都市学校医会
京都市中京区間之町通竹屋町下ル
楠町601-1 こどもみらい館 2階
TEL (075) 256-0351
FAX (075) 241-3568
発行人 林 鐘 声

京都市立学校校園長会との懇談会

会長 林 鐘 声

7月12日（土）に、伊原安見子園長（みつば幼）、池田一雄校長（春日野小）、須川和幸校長（藤森中）、中村則和校長（銅駒美術工芸高）、小林一義校長（西総合支援）のそれぞれの部会の代表5人と、体育健康教育室の上田廣久課長、林和津慎係長と私達7人が出席しました。

園学校の現場の責任者の方々の感じている問題点を知ることを主眼として懇談しました。最初に園学校におけるアレルギー対応について伺いました。幼中高は弁当が主体であり給食は小学校が専らでした。給食におけるアレルギー対策は教育委員会が更に取り組んでいくようです。病院食の提供など多様の対応を求められる支援学校は、誤食対応にトレイの色を変えるなど人手をかけていました。幼稚園ではお誕生日会の食事、他の校種では野外活動時あるいは修学旅行時には、保健調査表をもとにして親と面談を重ねて対応の詳細をつめているのが主でした。対応を要する児童生徒数が余り多くないのでいいが、今後増えてくると人的に苦慮することになるとの意見が出ていました。修学旅行ではホテル旅館を利用する時の手順は厳密となっているものの、4、5人での民泊が組み合わされる場合には、少人数で安心とはならず、むしろ情報漏れのためにヒヤリハット例があったといいます。

エピペンについては打つタイミング、打つ場所、その打ちごたえなど、まだまだ研修が必要だとし、その保管はカバンの中が望ましいとの回答でした。昨年3件あったエピペン使用については、各部会内の情報共有度が低いのは意外でした。

次は、教職員の健康相談、とくに時間外勤務が80時間を超えた時の健康管理医の仕事に関するこ

と。時間の使い方は個々の教師の裁量に任せられていることから、その勤務実態の把握は難しいことや、時間外勤務80時間を超えないように、あるいは超えているにもかかわらず超えていないように調整する事例は少なくないとの指摘がありました。また、部活の顧問は時間外勤務が常態化していることが多いものの、一概に時間短縮を求められないのは、よく理解できることでした。実際、80時間超えても面談指導を申し出る教師は少なく、健康管理医と教師の時間が合わないこともあります。校園長からの指示で、校医の診療所での相談や主治医との相談という形となっていることもあります。この時に出たことですが、学校医の携帯番号を校園長に伝えておくことは学校からの信頼関係を深めるのに役立っていました。いつ労災認定を要する事態が生ずるかわからないことから少なくとも法律遵守は努めていくべきとしてこの話題を終りました。

今回、各部会からの特別の要望はなく、当会からは200床以上の病院へ紹介状なしで受診すると保険外請求として特定療養費を5,000円前後請求されることを改めて伝えました。校長名でる事後措置の通知文は紹介状とはならず、紹介状が別に必要なこと、怪我での救急受診の際も病院によっては請求しない所はあっても、原則請求されることを周知することをお願いしました。また、災害共済給付事業の実態についての各部会での調査を今後の課題として挙げておきました。

最後に、銅駒美術工芸高校の歴史について興味ある話を頂きました。私達だけの知識とするには勿体なく、校医ニュースに掲載依頼しました。乞う、御期待。

京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会報告 4.

東山泉小学校医 長 村 吉 朗

前回は10月9日に実施されました記者会見に関し報告いたしました。今回はその後長時間を経過致しましたが、7月20日に教育長と浅田夫妻に最終報告書を提示することが出来ましたのでそれに関し報告を致します。

報告書は本文315ページ、前書き及び参考資料を含めると339ページに及ぶ長文の力作です。その内容に関しては京都市教育委員会のホームページに掲載されており、一部マスキングされておりますが大筋の内容に影響は無いと考えます。

その報告書の内容をかいづまんで記載致します。まず事故当日羽菜ちゃん（以下児童と記載する）は、児童館で母親の用意したお弁当を食べた後、13時からのプール活動に参加した。当日参加者は69名、指導監督する教師は3名であった。13時からのウォーミングアップに始まり13時40分には休憩を取り、同45分から自由遊泳が開始されました。事故はその後すぐ同49分頃に発生した。救急隊への通報時間と再現検証の検討及び証言から、児童は溺水してから発見されるまで16~28秒しか経過していないと思われる。発見時、証言によると周囲に他の児童や大型フロートのたぐいは見当たらず、児童がうつぶせに水に浮いた状態で発見されている。

発見後直ちにプールサイドに引き上げ、息を吹き込んだところ最初の1回はすっと息が入ったが、その後大量に食物残渣の嘔吐が発生し、それが気道を閉塞することで換気が妨げられ、人工呼吸の効果が減じた。その後は心マッサージを行うも食物残渣により気道確保が出来ず、救急車内での吸引にても十分な気道確保は出来なかった。救急病院搬送後救命措置を行い、人工心肺まで使用するも翌日になり死亡となつた。

以上を検討すると、少量の水を吸い込み、喉頭けいれんを引き起こし意識を消失したものと推測されるが、児童発見後、教員による積極的な救護措置が効果的に行われなかつたと考えました。しかしながら、当時の状況からすると、異物を気道内から除去

するには相当な技量を持った医療関係者及び専門的な医療設備が必要であり、プールサイドで行うことができる救護措置には限界があつたとも考えました。

これまでの新聞での発表では、事故当日の水位が110cmであり身長113.5cmの児童にとって深すぎるという表現がなされていますが正確には、最深部はプール南側壁沿いの半径約10cmの半円形の排水口部分のみで、他の部分はそれより10cm以上高く100cm以下であり、児童にとり十分呼吸できる深さがあつたもので、再現検証においても確認されました。ただ当該児童にとって初めて経験する深さであつたため、バランスを崩すなどの事態で水を飲み込んでしまう危険性は高かったと言えます。これを受け昨年から京都市ではプールの水位を極端に下げ、低学年においてはわずか60cmでプール授業が行われています。

以上を踏まえ提言としては、事故が起つた際の原因究明を容易にする監視カメラ等の記録の充実。教師に対する心肺蘇生術の講習。緊急事態に対する事前のシミュレーションの実施。学校危機管理官の配置。その他設備面では満水でのプールの使用。低学年用のプールの設置（不可能な場合はプールフロアの導入）。安全設備の充実（その内、監視台、ホイッスルについては事故後直ちに導入された）。水泳指導の内容・方法の改善などが提言されています。

これらの内で満水でのプールの使用に関し疑問をお持ちの方もあると考えますが、その理由は以下の通りです。プールはその構造面と水質維持のために満水での使用が求められ、現在行われている水位を下げるの使用は適当ではありません。しかし闇雲に満水にすることは、身長が低く泳力も今だ十分でない低学年には危険を伴うため、サブプールの必要性が提言されています。しかし実際には必要に応じてフロアをかさ上げする、プールフロアの導入しか困難でしょう。これは畠1畠程度の大きさで高さは40cm程度、最大水位120cmの小学校のプールに

沈めると水位は80cm以下となり低学年にも安全な高さとなります。しかしながら実際の使用では、フロアはプール全面に敷き詰めるのでは無く島状に配置しその間は背が立たない状態となるため、生徒の指導法もそれに伴い変更が必要となります。しかしながら泳力の評価には背の立たない状態での判定が必要で、実際6年生の水泳記録会でもアクアリーナの本格的なプールでは背が立たないためか、本来50m以上泳げるはずの子どもが10mも泳げないという事態となります。導入には相当の準備と覚悟と決断が必要となります。避けた場合は通れません。

また教師に対する心肺蘇生術の講習に関しても、医学的な面からの今回の事故に関してのみの提言と

して記載しましたが、教職員に対して要求される緊急事態は水泳事故だけではありません。食物アレルギーに起因するアナフィラキシーショック対応や熱中症対策など喫緊の課題は山積しています。これら全てに対する対応を習得することは困難であり取捨選択と順番付けが必要となります。今後学校医会としても、それぞれの学校の事情に応じた学校医の救急講習への取り組みが必要となると思われます。

以上93回に及ぶ（全ては出席出来ていませんが）委員会でした。お読みにならないと思いますが、委員の皆様そして教育委員会の皆様、本当に疲れ様でした。

第28回京都市小学生水泳記録会に参加して

東山泉小学校医 長 村 吉 朗

7月31日西京極の京都アクアリーナにおいて、第28回京都市小学生水泳記録会が開催され、私が医務班として参加して参りましたので報告いたします。

一昨年以前の3年間私が医務班として参加していましたが、昨年、一昨年と奥村前会長に出席していただいております。今年の参加者は約1500名で、これまでとほぼ同じ数でした。しかしながら以前は5時近くまでかかっていた記録会も、運営になれてきたためか今年は4時前には閉会することが出来まし

た。昨年から飛び込みは全面的に禁止され、プールの壁に手と足をつけてのスタートとなっております。ただスタートに際し体が揺れたり手が離れるなどで、フライティングと判定される児童がかなり多かったように思われました。

さてその間の怪我は7名で、多くは鼻血で特に問題となる事はありませんでした。外の気温は37度を超す陽気でしたが、空調の効いた場所で子ども達の熱気に包まれた楽しい1日でした。

南支部会報告

南支部長 清 水 忠 雄

7月5日、リーガロイヤルホテルの皇家龍鳳にて開催。出席者は林鐘声会長、長村吉朗前々会長、山本昭郎、小山秀樹、岡本行功、山下琢、檜垣正、清水忠雄の8名。最初に林会長より学校給食における食物アレルギー対応について話があり、会長の発声で乾杯。その後詳しく説明がありました。文科省の実態調査でH19年度と25年度の比較では食物アレルギーは2.6から4.5%に、アナフィラキシーは0.14から0.5%に増加。エビペンの使用はH25年度は408件(本人122件、保護者114件、教職員106件、救急救命

士66件)に上りました。学校生活管理指導表の提出に関しては、1. どこまでの症状のある児童生徒に提出を求めるのか 2. 生活管理指導表の妥当性は3. それに基づく給食対応は出来るのか、など問題点が多く上げられました。

その後は和やかに色々な話題で盛り上がり、おいしい料理を堪能しました。来年もこの時期に開催予定していますので多くの方々の参加を期待しています。

全 理 事 会

平成26年8月2日
於 一之船入

出席者 林会長、竹内・井本副会長、杉本専務理事、
藤田・大久保・安野各常任理事、垣田・尾崎・上田・橋平・笹部・辻幸子各理事、佐野眼科学校医会副会長、鈴木耳鼻咽喉科専門医会理事、奥村副議長、長村監事

・会長挨拶

<報告事項>

1. 南支部会 7/5
於：リーガロイヤルホテル京都
2. 精神衛生研究会 7/10
3. 校園長会との懇談会 7/12 於：白梅
4. 色覚相談 7/15, 7/22, 7/29
5. 腎臓相談 7/15
6. 第36回 近畿学校保健連絡協議会 7/24
於：京都府医師会館
7. 第14回 京都「子どもの心とからだ」教育講演会
7/26 於：こどもみらい館
8. 平成26年度 京都市小学生水泳記録会 7/31
於：京都アクアリーナ
9. 各支部報告
10. その他

<協議事項>

1. 教職員の健康相談について
2. 食物アレルギー相談事業について
3. 養護教育研究会との懇談会について 9/20
4. 京都市中学校体育大会 各種目の出務医について
5. 第45回 全国学校保健・学校医大会について
11/8
6. その他

<関連学会・各種協議>

1. 第1回 パワーアップ研修会 8/4 13:30～
於：京都アスニー
2. 色覚相談 8/5, 8/12, 8/19, 8/26, 9/2
3. 養護教育研究会 夏季研修会 8/19
4. 腎臓相談 8/26
5. 第4回常任理事会 9/6 13:30～
6. その他

